

武蔵村山市感震ブレーカー購入費助成金について

このことについて、下記のとおり事業を開始しますので、お知らせします。

記

1 概要

感震ブレーカーは、一定以上の揺れを感知したときに、住宅内の電気を自動的に遮断することで電気に起因する出火を防止するための機器です。震災時の出火防止対策として、感震ブレーカーを購入した方に対し、機器の購入費用の一部を助成します。

2 補助対象

(1) 補助対象となる感震ブレーカー

①から③の感震ブレーカーのうち、令和7年8月7日（木）※から令和8年2月27日（金）までの間に購入したものが補助対象となります。なお、ブレーカーを落とすことにより、住宅内の電気を一括遮断できるものが対象となり、コンセントタイプ（特定機器遮断型）は対象外となります。

- ① 分電盤タイプ
- ② 簡易タイプ
- ③ コンセントタイプ（一括遮断型）

※ 令和7年8月7日は、都に助成事業の適用が認められた日付です。

(2) 補助対象者

- ① 武蔵村山市内において、現に居住する建物又は自らが居住するために新築した建物（同一敷地内の複数の住宅を含む。）に感震ブレーカーを設置した方
- ② 世帯主である方
- ③ 購入した感震ブレーカーが分電盤タイプであり、かつ、当該感震ブレーカーを設置した住宅が賃貸である場合は、その所有者又は管理者の承諾を得て設置した方
- ④ 市税等を滞納していない方

※ 上記①から④の条件をすべて満たした方が対象となります。

3 補助金額

購入費用の4分の3（千円未満は切捨て）又は15,000円のいずれか少ない額

4 申請受付期間

令和7年9月1日（月）～令和8年2月27日（金）

（交付申請額の総額が本年度の予算額に達した場合、その時点で申請受付を終了します。）

5 その他

申請手続その他詳細は、別添資料のとおりです。なお、市ホームページ及び市役所・市内公共施設等で案内チラシを配布します。